

資料-1 緑の基本計画策定の経緯

1 検討の経緯

	各種会議	日 程	検討内容
令和2年度	第1回 作業部会	8月26日(水)	【都市計画マスタープラン】 ○都市計画マスタープランとは ○あま市の都市の現況
	第1回 策定委員会	10月2日(金)	【緑の基本計画】 ○緑の基本計画とは ○緑の基本計画の策定にあたって
	『あま市都市計画マスタープラン』及び『あま市緑の基本計画』策定に係る市民アンケート調査 〔調査期間：9月17日(木)～9月30日(水)〕		
	第2回 作業部会	11月18日(水)	【都市計画マスタープラン】 ○市民意識調査の結果報告 ○あま市が抱える課題 ○都市づくりの目標・方針
	第2回 策定委員会	12月25日(金)	【緑の基本計画】 ○市民意識調査の結果報告 ○緑に関する課題 ○緑の都市づくりの目標・方針
	第3回 作業部会	2月18日(木)	【都市計画マスタープラン】 ○都市づくりの目標・方針 ○全体構想(原案)の確認
	第3回 策定委員会	3月3日(水)	【緑の基本計画】 ○緑の基本方針 ○緑の将来像
	都市計画審議会 (第1回)	3月19日(金)	経過報告
令和3年度	第4回 作業部会	6月23日(水)	【都市計画マスタープラン】 ○地域別構想
	第4回 策定委員会	7月19日(月)	【緑の基本計画】 ○緑の目標値 ○緑の保全及び緑化の推進のための施策
	第5回 作業部会	10月21日(木)	【都市計画マスタープラン】 【緑の基本計画】
	第5回 策定委員会	11月9日(火)	○計画書素案 (パブリックコメント用資料)
	パブリックコメント〔12月8日(水)～1月7日(金)〕		
	第6回 作業部会	2月9日(水)	【都市計画マスタープラン】 【緑の基本計画】 ○パブリックコメント意見への対応
	第6回 策定委員会	3月1日(火)	○計画書案 (都市計画審議会諮問資料)
	都市計画審議会 (第1回)	3月18日(金)	諮問・答申

2 あま市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画策定委員会要綱

平成 24 年 4 月 25 日

告示第 74 号

改正 平成 27 年 12 月 10 日告示第 149 号

改正 令和 2 年 9 月 1 日告示第 145 号

(設置)

第 1 条 あま市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画を策定するに当たり、市民等から広く意見を聴取するため、あま市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員は、次に掲げる事項について、意見を述べるものとする。

- (1) あま市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画（以下「マスタープラン」という。）の策定に関すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内で組織する。

(構成)

第 4 条 委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体を代表する者又は関係団体の推薦を受けた者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 5 条 委員の任期は、市長が依頼した日からマスタープランが策定される日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員会の会議は、委員長が議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、建設産業部都市計画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成27年告示第149号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和2年告示第145号）

この告示は、公示の日から施行する。

3 あま市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画策定委員会委員名簿

所 属	職 名	氏 名	
		令和2年度	令和3年度
大 同 大 学	大学院工学研究科教授 工学部教授	嶋 田 喜 昭	同左
七宝町土地改良区	理事長	室 田 卓 史	山 田 利 之
美和町土地改良区	理事長	樋 口 眞 一	伊 藤 忠 久
あま市農業委員会	会長	三 輪 光 雄	同左
あま市商工会	会長	山 田 精 二	同左
あま市観光協会	会長	清 水 明 俊	同左
住 民 代 表	あま市女性の会会長	村 上 千 代 子	同左
住 民 代 表	あま市民生委員 児童委員協議会代表	井 村 な を 子	同左
住 民 代 表	あま市まちづくり委員会 代表	小 林 優 太	同左
住 民 代 表	あま市まちづくり委員会	北 野 ま り 子	同左
住 民 代 表	あま市防災ネット会長	河 竹 正 幸	同左
愛知県都市・交通局※	都市計画課長	齊 藤 保 則	小井手 秀人
愛知県都市・交通局※	公園緑地課長	小 嶋 幸 則	稲 吉 豊 治
愛知県海部建設事務所	企画調整監	今 泉 明 久	同左

※令和2年度は「愛知県都市整備局」（組織・機構の改正による名称変更）

4 あま市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画作業部会構成員

・ 副市長	・ 市民生活部長
・ 総務部長	・ 建設産業部長
・ 企画財政部長	・ 上下水道部長

■ あ行

用語	解説	掲載頁
愛知県広域緑地計画 (あいちけんこういきりよくちけいかく)	愛知県の都市計画区域全域の緑化を推進するにあたり、一の市町村の区域を越えた広域的観点から、県内の緑に対する考え方、骨格や拠点となる緑地に関する目標、緑の施策等を定めた計画。平成 11(1999)年に策定後、平成 23(2011)年、平成 30(2018)年に改訂。	1-1 他
あいち森と緑づくり事業 (あいちもりとみどりづくり事業)	森と緑の持つ様々な公益的機能の発揮のため、愛知県が平成 21 年度から「あいち緑づくり税」を導入し、その税込等により、森林、里山林、都市の緑の整備保全を図る事業。	4-8
愛・道路パートナーシップ事業 (あい・どうろぱーとなーしっぷじぎょう)	地域に愛される快適な道路環境づくりを進めるために、住民・企業等による道路の清掃活動を県・地元市町村が支援する愛知県版のアダプトプログラム。	4-8
アダプトプログラム (あだぶとぶるぐらむ)	住民、企業等が道路・公園等の公共施設の里親(アダプト)となり、その清掃・手入れを定期的に行う仕組み。	4-8
あま市宅地開発等に関する指導要綱 (あましたちかいはつとうにかんするしどうようこう)	良好な住環境を確保し、快適な都市環境の実現を図るために、中高層集合住宅等の建設行為に対して定めたあま市独自の基準。	4-8
インクルーシブパーク (いんくるーしぶぱーく)	障害の有無や、性別、年齢、言語の違いに関わりなく、各々の利用者がいっしょに楽しめる公園。	4-7
雨水貯留・浸透施設 (うすいちよりゆう・しんとうきのう)	河川への雨水の流出を抑制するため、敷地に降った雨を一時的に貯留し、または地下へと浸透させる施設。浸透側溝や保水性舗装等。	4-3
液状化 (えきじょうか)	地震によって、地下水位の高い砂地盤が一時的に液体状になってしまう現象。	2-5 他
S D G s (えすでいーじーず)	Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略。平成 27(2015)年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標。17 のゴール・169 のターゲットから構成。	1-1 他
N P O (えぬぴーおー)	Non Profit Organization(非営利組織)の略で、医療・福祉、環境、文化・芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力・交流、人権・平和、教育、男女共同参画等の分野における非営利活動を行う民間組織のこと。	4-9

オープンスペース (おーぶんすぺーす)	公園や緑地等、都市の環境や景観に潤いを与えるほか、防災性の向上等の多様な役割を負う永続的な空地。	1-4 他
温室効果ガス (おんしつこうがす)	大気中に含まれる二酸化炭素やメタン等、赤外線を吸収し再び放出する性質を有する気体の総称。太陽で暖められた地球の表面から地球の外に向かう赤外線の一部を熱として蓄積し、地球を暖める効果がある。	3-3

■ か行

用語	解説	掲載頁
河川区域 (かせんくいき)	川の水が常時流れている区域及び河川管理施設（堤防、水門、護岸）の敷地である土地の区域等で、河川法が適用される区域。工作物の新築等を行う場合には河川管理者の許可が必要。	2-6 他
環境学習 (かんきょうがくしゅう)	家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、地球環境保全、公害の防止、自然環境の保護・整備等についての理解を深めるために行われる、環境の保全に関する教育及び学習。	3-8 他
幹線道路 (かんせんどうろ)	一般的に、交通の流動が多く重要度が高い道路。	4-1 他
官民連携 (かんみんれんけい)	公的機関と民間事業者が協力して公共サービスを提供すること。	4-11
既存ストック (きぞんすとっく)	これまでに整備された都市基盤施設、建築物等の蓄積。	3-8
協働 (きょうどう)	市民、事業者、行政等が対等のパートナーとして、地域の公共的課題の解決に向けて共に考え、協力して行動すること。	2-23 他
拠点 (きよてん)	活動の足場となる重要な地点。	2-21 他
グリーンインフラ (ぐリーんいんふら)	社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもの。	1-1 他
景観 (けいかん)	風景、景色のこと。	1-4 他
減災 (げんさい)	地震・津波・風水害等の自然災害による被害をできるだけ少なくしようとする考え方、またはその取り組み。	2-22 他
広域避難場所 (こういきひなんばしょ)	主に地震の後に発生する市街地火災から避難するための場所で、指定緊急避難場所から必要に応じて選定される。	3-7 他

公園愛護会 (こうえんあいごかい)	公園の清掃・除草等の日常的な管理を行うため、公園の近隣住民や自治会等によって組織された団体。	2-24
公園設置管理許可制度 (こうえんせつちかんりきよかせいど)	都市公園法に基づき、公園管理者が、公園管理者以外の者に公園施設の設置管理を許可できる制度。	4-9
公共下水道 (こうきょうげすいどう)	下水道法に規定されるもので、市街地における下水(雨水、汚水)を排除し、処理する施設。市町村が設置・管理する単独公共下水道と、県が設置・管理する流域下水道があり、あま市では、日光川下流流域下水道の整備計画がある。	4-3
公共公益施設 (こうきょうこうえきしせつ)	教育施設、医療施設、社会福祉施設、官公庁(市役所等)等、地域住民の共同の福祉又は利便のための必要な施設。	2-6 他
公共施設等総合管理計画 (こうきょうしせつとうそうごうかんりけいかく)	地方公共団体が、公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための計画。	1-2
公共施設緑地 (こうきょうしせつりよくち)	都市公園以外の公有地、または公的な管理がなされている、公園・緑地に準じる機能を持つ施設。	2-6 他
公共用水域 (こうきょうようすいいき)	河川、湖沼、港湾、かんがい用水路等、公共の用に供される水域や水路(下水道は除く)。	4-3
公募設置管理制度 (Park-PFI) (こうぼせつちかんりせいど(ぱーく・びーえふあい))	飲食店、売店等を設置することにより得られる収益を活用して、園路、広場等の整備・改修等を一体的に行う者を公募により選定する制度。	3-8 他
コミュニティ (こみゆにてい)	共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域や、人々の集団。	2-18 他

■ さ行

用語	解説	掲載頁
C S R活動 (しーえすあーかっどう)	Corporate Social Responsibility(企業の社会的責任)の略で、企業が利益を追い求めるだけでなく、すべての利害関係者と良好な関係を保ち、より良い社会を築くために行う社会貢献活動。	4-9
市街化区域・市街化調整区域 (しがいかいいき・しがいかちようせいくいき)	「市街化区域」は、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的・計画的に市街化を図るべき区域であるのに対し、「市街化調整区域」は市街化の抑制を図るべき区域で、都市計画法に基づき指定する。愛知県の場合、都市計画区域のすべてが、市街化区域または市街化調整区域に分類される。	2-4 他
施設緑地 (しせつりよくち)	都市公園法に基づいた「都市公園」と「公共施設緑地」、「民間施設緑地」を合わせた総称。	2-6 他

自然環境保全地域 (しぜんかんきょうほぜんちいき)	自然環境保全法に基づき、自然環境を保全することが特に必要な地域として指定される地域。	2-6 他
自然環境保全法 (しぜんかんきょうほぜんほう)	自然環境の適正な保全を総合的に推進し、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、必要な開発規制等を規定した法律。	2-6 他
寺叢 (じそう)	樹木が茂り、植生が豊かな寺院の境内地。	2-11 他
指定管理者制度 (していかりりしやせいど)	公の施設の管理・運営を地方公共団体が指定する法人その他の団体（民間事業者を含む）に行わせる制度。多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応するため、管理・運営にかかる民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上や経費の削減等を図ることを目的としている。	2-24 他
市民緑地認定制度 (しみんりょくちにんていせいど)	市長が認定した設置管理計画に基づき、NPO法人や企業等の民間主体が、民有地を地域住民の利用に供する「市民緑地」として整備し、一定期間管理・活用する制度。	3-8 他
新型コロナウイルス感染症 (しんがたころなういるすかんせんしょう)	新たに発見された新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）による感染症のこと。医学用語で COVID-19 と呼ばれる。令和3（2021）年現在、世界規模で感染が流行しており、感染拡大予防策が重要となっている。	2-22 他
親水空間 (しんすいこうかん)	河川・湖沼・海浜などの水辺で、水と親しめるように整備された場所。	2-24 他
生産緑地地区 (せいさんりょくちちく)	農林漁業と調和した都市環境の保全、公害や災害の防止等に寄与する市街化区域内の農地等について、計画的な保全を図るため指定した農地。	2-6 他
生産緑地法 (せいさんりょくちほう)	生産緑地地区に関する必要な事項を定めた法律。	1-1 他
生態系 (せいたいけい)	食物連鎖等の生物間の相互関係と、生物とそれを取り巻く無機的環境の間の相互関係を総合的に捉えた生物社会のまとまりを示す概念。	2-24 他
生物多様性 (せいぶつたようせい)	様々な生物が存在している様子。	1-4 他
ソフト (そふと)	ソフトウェアの略。本計画では、物理的な装置や構造物によらない、情報、理論、ノウハウ等の無形の部分を指す。	2-19 他
ゾーン (ぞん)	地帯、区域、範囲のこと。	3-4 他

■ た行

用語	解説	掲載頁
耐震性貯水槽 (たいしんせいちよすいそう)	水道管の途中に設置している災害時の飲み水を貯めるための貯水槽のこと。通常時は水道水が循環しているが、地震時には緊急遮断弁が自動的に作動し、貯水槽内に飲料水が貯留される。	4-4
多自然川づくり (たしぜんかわづくり)	洪水等に十分耐えられることを前提としながら、本来の自然の川の状態に近い形で改修工事を行うもの。	4-1 他
地域制緑地 (ちいきせいりよくち)	「法によるもの」や「条例等によるもの」のほか、「協定で定めるもの」の3種に分けられ、その内「法によるもの」には、緑地保全地域や生産緑地地区等の制度が含まれ、一定の土地の区域を指定し、その土地利用を規制することで良好な自然的環境等の保全を図ることを目的としている。	2-6 他
地域防災計画 (ちいきぼうさいけいかく)	災害対策基本法に基づき、都道府県や市町村が地域の実情に即して作成する、災害対策全般についての基本的な計画。	1-2
地球温暖化 (ちきゅうおんだんか)	人間の活動により二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。	3-8 他
治水 (ちすい)	河川の氾濫を防ぎ、運輸・かんがいの便を図ること。	2-24 他
津波浸水想定 (つなみしんすいそうてい)	最大クラスの津波があった場合に想定される浸水の区域・水深のこと。国がとりまとめた「津波浸水想定の設定の手引き」に基づき、県が設定する。	2-23
都市基盤 (としきばん)	道路、公園、水路等の日常生活・都市活動の基盤となる施設。	2-24 他
都市計画区域 (としけいかくいき)	市町村の行政区域にとらわれず、実際の都市の広がりを考慮した中で、一体的に整備、開発し、保全する必要があるとして、都道府県が指定する区域。都市計画区域内では、開発・建築行為に対して基本的な制限の適用を受け、用途地域をはじめとした都市計画制度の活用も可能となる。あま市は、名古屋市を中心とした名古屋都市計画区域(11市5町1村)に属する。	1-2 他
都市計画道路 (としけいかくどうろ)	都市計画法による一定の手続きを経て計画決定される道路。都市計画決定された路線の区域内では、円滑な施設整備のために一定の建築制限が適用される。愛知県内の都市計画道路は、その機能に応じて、自動車専用道路、主要幹線道路、都市幹線道路、地区幹線道路、補助幹線道路に区分されている。	4-8

都市公園 (としこうえん)	都市部にある公園。特に都市公園法によって設置される公園をいう。種類として、規模や誘致圏に応じて、街区公園、近隣公園、都市緑地等がある。(都市公園の種類(資料-12頁)参照)	1-1 他
都市公園法 (としこうえんほう)	公共オープンスペースとしての都市公園を確保し、その健全な発達・公共の福祉の増進を図るため、都市公園の設置・管理基準等に係る規定を定めた法律。	1-1 他
都市構造 (としこうぞう)	都市の骨格のこと。都市の中心地はどこか、都市活動の軸となるのはどの路線か、といった都市の重要な構成要素、特徴を総じて指す。	2-24 他
都市緑地法 (としりょくちほう)	都市において緑地を保全するとともに緑化を推進することにより良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する制度等を定めた法律。	1-1 他
ドッグラン (どっぐらん)	犬の飼い主が管理の上、隔離されたスペースの中で引き綱をはずし自由に運動させることができる広場や施設。	4-9

■ な行

用語	解説	掲載頁
ニーズ (にーず)	要求、需要のこと。	1-1 他
ネットワーク (ねっとわーく)	個々のつながり、網状に広がる様子。	2-24 他
農業振興地域 (のうぎょうしんこうちいき)	「農業振興地域の整備に関する法律(農振法)」に基づき、農業の振興を図ることが必要であると認められる地域として、都道府県知事が指定するもの。農業振興地域内では、その趣旨に沿った利用がなされていないものについて、勧告の対象となる。	2-6 他
農用地区域 (のうようちいき)	農振法に基づき、農業振興地域のうち、概ね10年先を見越して積極的に農地保全を図るべき地域として指定するもの。農用地区域では、農地転用や開発行為が厳しく制限される。	2-6 他

■ は行

用語	解説	掲載頁
ハード (はーど)	ハードウェアの略。本計画では、物理的な装置や構造物等、有形のものを指す。	2-19 他

防災拠点 (ぼうさいきょてん)	大規模災害発生時に、救援・救護等の防災活動の拠点となる施設や場所。	3-3 他
防災備蓄倉庫 (ぼうさいびちくそうこ)	地域防災の備えとして、食糧や生活用品・復旧用資機材等が保管・備蓄されている倉庫。	4-4

■ ま行

用語	解説	掲載頁
水と緑のネットワーク (みずとみどりのねつとわーく)	水辺や緑の持つ機能をより効果的に発揮するため、公園や樹林地等を街路樹や河川等でつなぎ、「水」と「緑」豊かな都市環境を形成すること。	3-3 他
密集市街地 (みっしゅうがいち)	老朽住宅が密集し、公共施設が著しく不足している市街地のこと。	4-6
みどり法人 (みどりほうじん)	都市緑地法に基づき、緑豊かなまちづくりを担う団体として、市が指定するもの。みどり法人として実施できる活動には、市民緑地の設置及び管理、特別緑地保全地区内における管理協定に基づく緑地の管理、都市計画区域内の緑地の買取り及び買い取った緑地の保全等がある。	4-9
民間施設緑地 (みんかんしせつりょくち)	寺社境内地等、民有地でも一般市民の利用が可能であり、公園緑地に準じる機能を持つ施設。	2-6 他

■ や行

用語	解説	掲載頁
遊水・保水機能 (ゆうすい・ほすいきのう)	遊水機能とは、河川沿いの田畑等において、雨水や河川の水を一時的に貯留する機能のこと。保水機能とは、雨水が地中に浸透する機能のこと。	4-3
ユニバーサルデザイン (ゆにばーさるでざいん)	言語・年齢の差異や障害の有無等にかかわらず、できるだけ多くの人が利用可能で使いやすいように設計・デザインすること。	4-7

■ ら行

用語	解説	掲載頁
緑地協定 (りょくちきょうてい)	都市緑地法に基づき、土地所有者等の合意によって締結する緑地の保全や緑化に関する協定。	2-6 他
緑地保全地域 (りょくちほぜんちいき)	都市における良好な自然的環境となる緑地について、建築行為等一定の行為の制限により、土地利用との調和を図りながら保全する地域。	2-6 他
緑化支援制度 (りょっかしえんせいど)	市民が行う緑化工事や市民団体等が行う緑化活動に対し、経費の一部を補助金等として支援する制度。	4-10

■ 都市公園の種類

種類	種別	内 容
住区 基幹 公園	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 250m の範囲内で 1 箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり 1 箇所を誘致距離 500m の範囲内で 1 箇所当たり面積 2ha を標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 1km の範囲内で 1 箇所当たり面積 4ha を標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積 4ha 以上を標準とする。
都市 基幹 公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1 箇所当たり面積 10～50ha を標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1 箇所当たり面積 15～75ha を標準として配置する。
大規 模公 園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圈等広域的なブロック単位ごとに 1 箇所当たり面積 50ha 以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模 1000ha を標準として配置する。
国営公園		主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあつては、1 箇所当たり面積おおむね 300ha 以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあつては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
特殊公園		風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
緩衝緑地		大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
都市緑地		主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1 箇所あたり面積 0.1ha 以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあつてはその規模を 0.05ha 以上とする。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む）
緑道		災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員 10～20m を標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

資料-3 新たな施策・制度

1 グリーンインフラの推進

令和元（2019）年7月に、国土交通省から、グリーンインフラの取組みを推進する方策等についてとりまとめた「グリーンインフラ推進戦略」が公表されました。

昨今の自然災害の頻発化・激甚化、人口減少や少子高齢化等の社会経済情勢の変化を踏まえ、次世代を見据えた社会資本整備や土地利用を推進する観点から、グリーンインフラの取組みを加速していくことが示されています。

グリーンインフラを推進するための方策として、緑の基本計画の策定に関わる下記の記載があります。

（1）グリーンインフラ主流化のための環境整備

③ 各種法定計画への位置づけ

iii) 緑の基本計画

緑の基本計画において、グリーンインフラの取組を盛り込むよう市町村を促すため、通知の発出、事例紹介等を行う。

（2）グリーンインフラ推進のための支援の充実

③ 緑の総合的な支援制度

緑の基本計画に基づいて行われる公園緑地、緑化施設、市民農園の整備など、地方公共団体等における総合的なグリーンインフラの取組を支援する制度を検討する。

出典：「グリーンインフラ推進戦略」（令和元年7月）国土交通省

また、グリーンインフラの活用が想定される場面について、以下の8つの場面が示されており、これらを参考としつつ、地域の実情、課題に対応した様々なグリーンインフラの取組が進められることが期待されています。

《グリーンインフラの活用を推進すべき場面》

- （1）気候変動への対応
- （2）投資や人材を呼び込む都市空間の形成
- （3）自然環境と調和したオフィス空間等の形成
- （4）持続可能な国土利用・管理
- （5）人口減少等に伴う低未利用地の利活用と地方創生
- （6）都市空間の快適な利活用
- （7）生態系ネットワークの形成
- （8）豊かな生活空間の形成

出典：「グリーンインフラ推進戦略」（令和元年7月）国土交通省

☆ グリーンインフラ活用型都市構築支援事業の創設 ☆

令和2（2020）年7月に、国土交通省から、「グリーンインフラ活用型都市構築支援事業の創設について」公表されました。

本制度は地方公共団体だけでなく、民間主体の取組も一体的に支援するもので、主に地方公共団体向けの補助制度（社会資本整備総合交付金制度）と民間主体向けの補助制度（都市再生推進事業制度）の2種類があります（制度名はともに「グリーンインフラ活用型都市構築支援事業」です）。

【施策の概要】

◆事業目的

- ① 公園緑地が有する多様な機能を引き出し、戦略的に**複数の地域課題の解決を目指す**
- ② **官民連携**による都市公園の整備や民間建築物又は公共公益施設の緑化を総合的に支援

◆事業スキーム

緑の基本計画等に基づいた目標達成に必要なグリーンインフラの導入計画を策定

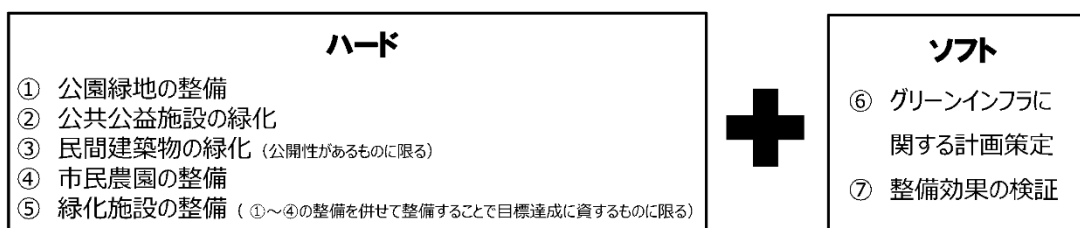
■ 目標と具体的に必要なグリーンインフラのイメージ

目標（例）	目標の具体的な内容	目標達成に必要なグリーンインフラ
目標① 雨水流出の抑制	下水道施設への負荷軽減量	都市公園の整備 レインガーデンの整備
目標② 都市の生産性向上	事業実施区域内の店舗出店数・歩行者数	建築物の緑化 芝生広場の整備
目標③ 暑熱対策による都市環境改善	夏季における事業実施区域内の気温低減	公共公益施設の緑化 建築物のミスト付き緑化

グリーンインフラの導入計画に基づく官民連携の取り組みをハード・ソフト両面から支援

■ 支援対象

- ◆ 緑や水が持つ多面的機能の発揮を目的とした目標を3つ以上設定し、そのうち2つ以上は定量的な目標であること
- ◆ ①～⑤のうち2つ以上の事業、又は複数の事業主体で取り組むグリーンインフラ導入を支援
 - ☞ **グリーンインフラ活用型都市構築支援事業**：民間事業者等へ補助（直接補助：1/2）
 - ☞ **都市公園・緑地等事業**：地方公共団体へ補助（直接補助：1/2、間接補助：1/3）



出典：「グリーンインフラ活用型都市構築支援事業の創設について」国土交通省

◆事業実施イメージ

複数の地域課題（例）

課題① 豪雨時に浸水する恐れがあり、総合的な治水対策が必要【浸水被害軽減】

課題② 賑わいある空間づくりが必要【生産性向上】

課題③ 夏でも滞在できる地域の空間づくりが必要【暑熱対策】

グリーンインフラを戦略的に都市づくりに取り入れ、自然環境が有する機能を社会資本整備や土地利用等にうまく生かすことで、より効果的・効率的に持続可能で魅力ある都市づくりを進めることができる

【拠点的な市街地における事業イメージ】

✓働きやすく、多様な人材を呼び込む空間を創出

対象エリアのイメージ



民間建築物の緑化

緑化施設
(ミスト)の整備

公共公益施設
(街路空間)の緑化

雨水を貯留しやすい
土壌を使用したレインガーデンの整備



官&民

雨水貯留浸透施設を備えた公園緑地の整備



局地的な大雨に強いまちづくりの一環として
都市公園に雨水貯留浸透施設を整備



雨水を保水・浸透させると共に、植栽の成長を助け、
晴天時は蒸発散効果で、ヒートアイランド対策にも寄与

自然環境が持つ多様な機能を発揮

- + 雨水の一時的な流出抑制
- + 蒸発散による路面温度上昇抑制
- + 緑陰の形成による夏でも涼しく、賑わいある都市空間の形成

出典：「グリーンインフラ活用型都市構築支援事業の創設について」国土交通省

2 公募設置管理制度（Park-PFI）について

1) 公募設置管理制度（Park-PFI）の創設

概要

- 都市公園のストックの増加（一人当たり都市公園面積：10㎡／人を超えている）や公園施設の老朽化、魅力の低下などが課題としてある中、財政制約等から地方公共団体の整備費、維持管理費は限られているため、公園整備、老朽化した施設の更新への投資もある程度限界があります。
- そのため、都市公園の魅力向上、施設整備・更新を持続的に進めていくためには、公共の資金だけではなく、民間の資金・技術力の活用をより一層推進することが必要となります。
- そこで、民間活力による新たな都市公園の整備手法として、「公募設置管理制度（Park-PFI）」を創設することで、公園の再生・活性化を推進します。

【公募設置管理制度の特徴】

公募設置管理制度とは・・・

- 都市公園において飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続き
- 事業者が設置する施設から得られる**収益を公園整備に還元することを条件**に、事業者には都市公園法の**特例措置**がインセンティブとして適用される

条件

園路、広場等の公園施設（特定公園施設）の整備を一体的に行うこと

- ・公募対象公園施設を設置、管理する者は、園路、広場等**公園管理者が指定する公園施設をあわせて整備することが必要**
- ・特定公園施設の整備費は、公募時の条件で、全額事業者負担とすることも、公園管理者が一部負担とすることも可能

特例1 設置管理許可期間の特例（10年→20年）

<制度を活用した公園整備イメージ>

- ・公募設置等計画の認定の有効期間は**20年**
- ・その期間に許可申請があった場合は設置管理の許可を与えなければ**ならない**
 （設置管理許可の期間の上限は10年のままだが、認定期間（上限20年間）内は更新を保証）



特例2 建蔽率の特例（2%→12%）

- ・通常、飲食店、売店等の便益施設の建蔽率は2%
- ・公募対象公園施設については、休養施設、運動施設等と同様に**10%の建蔽率に乗せ**

特例3 占用物件の特例

- ・認定公募設置等計画に基づく場合に限り、**自転車駐車場、看板、広告塔を「利便増進施設」（占用物件）として設置可能**

◆公園管理者のメリット

- ✓ 民間資金を活用することで、公園整備、管理にかかる**財政負担が軽減**される
- ✓ 民間の創意工夫も取り入れた整備、管理により、公園の**サービスレベルが向上**する

◆民間事業者のメリット

- ✓ 規模の大きな施設が設置可能となるとともに、設置できる期間も長期になることから、**長期的視野での投資、経営が可能**となる
- ✓ 緑豊かな空間を活用して自らが設置する収益施設に合った広場等を一体的にデザイン、整備できることで、**収益の向上にもつながる質の高い空間を創出**できる

◆公園利用者のメリット

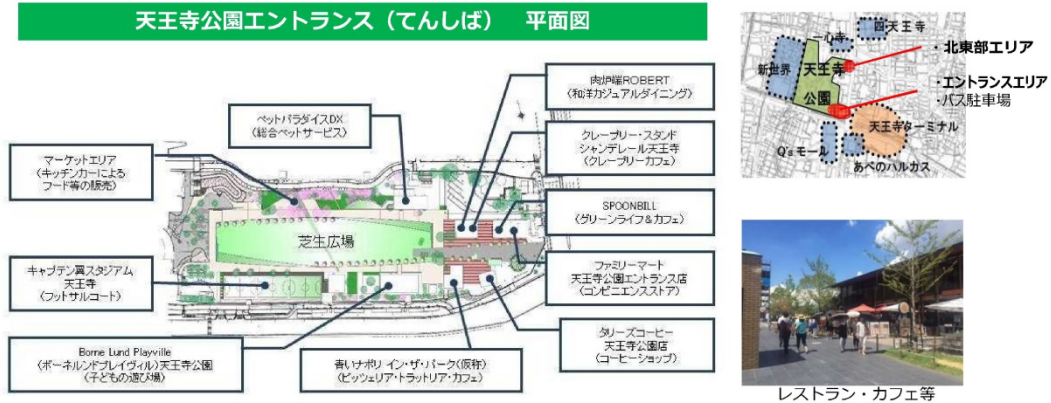
- ✓ 飲食施設の充実など利用者向け**サービスが充実**する
- ✓ 老朽化し、質が低下した施設の更新が進むことで、**公園の利便性、快適性、安全性が高まる**

出典：「都市公園法改正のポイント」国土交通省

2) 公募設置管理制度 (Park-PFI) の事例

【民設民営による都市公園の再整備事例 (天王寺公園 (大阪市))】

- 大阪市の天王寺公園では、エントランスエリアの再整備、魅力向上を効率的・効果的に行うため、**エリアの再整備、管理運営を事業者の負担により行う者を公募**。
- 選定された事業者 (近鉄不動産) が、カフェ、レストラン、こどもの遊び場、フットサルコート、ドッグラン、コンビニエンスストア、駐車場等の収益施設を設置するとともに、芝生広場 (約7,000㎡)、園路等も事業者負担により整備し、平成27年から20年間の契約 (協定締結) で公園の管理運営を実施している。



【P-PFIに当てはめた場合】

- 公募対象公園施設: 公園・地域の活性化に資する運動施設、便益施設、教養施設 (建築面積4,000㎡以下)
- 特定公園施設: 園路、広場 (公共負担0を条件)
- 管理: 園路、広場は管理委託により事業者が管理

【地方における民活事例 (大津湖岸なぎさ公園 (大津市))】

- 大津市の大津湖岸なぎさ公園では、びわ湖湖岸をより魅力ある場所として活かすため、公園整備とあわせて商業施設を整備し、市民や観光客の新たな集客交流の拠点の整備を実施。
- 公園の整備は市が実施し、園内のオープンカフェの整備・運営は (株) まちづくり大津が主体となって事業を推進 (テナントは一部公募)。

■大津市施工: 芝生広場、園路、ウッドデッキ、ガーデン



【整備施設例】

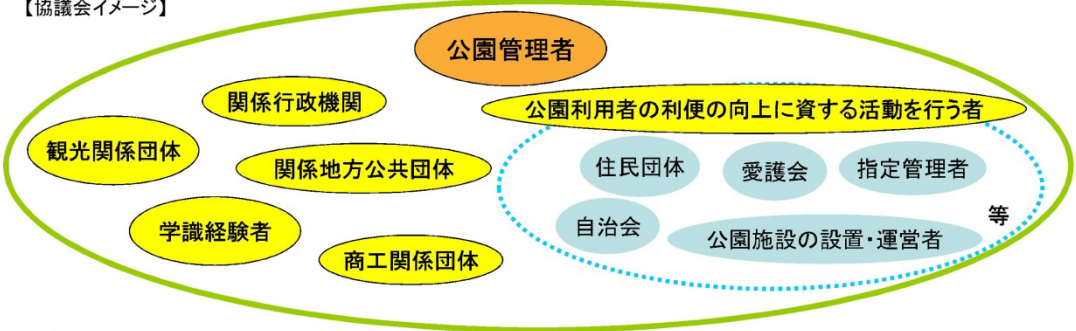


【P-PFIに当てはめた場合】

- 公募対象公園施設: オープンカフェ
- 特定公園施設: 園路、広場、ウッドデッキ

出典: 「都市公園法改正のポイント」国土交通省

3 公園の活性化に関する協議会の設置について

<p>概要</p>	<p>○公園管理者は、都市公園の利用者の利便の向上に必要な協議を行うための協議会を組織することができます。</p> <p>○各構成員には、協議が整った事項について尊重義務があります。</p>
<p>協議会の設置</p> <p>○公園管理者は、都市公園の利用者の利便の向上に必要な協議を行うための協議会を組織することができる。</p> <p>○各構成員には、協議が整った事項について尊重義務がある。</p> <p>【協議会イメージ】</p>  <p>協議会における協議事項(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の賑わい創出のためのイベント実施に向けた情報共有、調整 ○キャッチボールやバーベキューの可否、可とする場合のルール等、都市公園ごとのローカルルール作り ○都市公園のマネジメント方針、計画 等 	

出典：「都市公園法改正のポイント」国土交通省

4 「みどり法人」制度の活用について

1) 緑地保全・緑化推進法人(みどり法人)制度の拡充(都市緑地法第69条)

概要

- 財政面・人員面の制約から、地方公共団体が自ら緑地を買い取り又は借り受けて、緑地の保全・整備を行うことは限界があります。
- 一方、NPOや企業CSRによる緑地の保全・整備の取組みが広がりつつあり、このような民間主体を公的に位置付け、社会的信用を高めるとともに、地方公共団体との連携を強化することで、民間主体による自発的な緑地の保全・整備の推進を図ります。

みどり法人制度の拡充

○改正概要

	現 行	改 正
名 称	緑地管理機構	緑地保全・緑化推進法人(みどり法人)
指定権者	都道府県知事	市区町村長
指定対象	<ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人 一般財団法人 NPO法人 	<ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人 一般財団法人 NPO法人 その他の非営利法人(例:認可地縁団体) 都市の緑地の保全及び緑化の推進を目的とする会社(例:まちづくり会社)

○みどり法人として実施できる活動

(指定を受けた市区町村の区域内において活動)

- ・市民緑地の設置及び管理
- ・特別緑地保全区域内における管理協定に基づく緑地の管理
- ・都市計画区域内の緑地の買取り及び買い取った緑地の保全 等

○指定状況

(平成29年3月現在)

都道府県	市区町村	名称
東京都		公益財団法人 東京都公園協会
	世田谷区	一般財団法人 世田谷トラストまちづくり
神奈川県		公益財団法人 神奈川公園協会
愛知県	名古屋市	公益財団法人 名古屋みどりの協会
大阪府	泉佐野市	一般財団法人 泉佐野市公園緑化協会
計		5法人

※ 都道府県知事から指定を受けている緑地管理機構は、施行日においてその業務を行う住所の市区町村長から指定を受けたみどり法人とみなすこととなる

<みどり法人による緑地の設置・管理イメージ>



2) 市民緑地認定制度の創設(都市緑地法第60条)

概要

- 都市部において、良好な都市環境の形成に不可欠な緑地・オープンスペースが未だ不足している地域があります。
- 財政面の制約等から、地方公共団体が用地を取得し都市公園を整備することには限界がある一方で、都市内で使い道が失われた空き地等が増加しています。
- そこで、市民緑地認定制度を創設し、NPO法人や企業等の民間主体が空き地等を活用して公園と同等の空間を創出する取組みを推進します。

市民緑地認定制度の創設

概要

民有地を地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度を創設。

対象要件

- 対象区域 緑化地域又は緑化重点地区内
- 設置管理主体 民間主体(NPO法人、住民団体、企業等)

認定基準

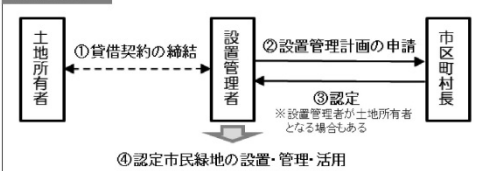
- 周辺地域で良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足
- 面積 300m²以上
- 緑化率 20%以上
- 設置管理期間 5年以上 等

支援措置

税制 みどり法人が設置管理する認定市民緑地の土地(無償貸付又は自己保有に限る)に係る**固定資産税・都市計画税の軽減**[3年間 原則1/3軽減(1/2~1/6で条例で規定)]
※平成31年3月31日までの時限措置

予算 みどり法人が設置管理する認定市民緑地における**植栽、ベンチ等の施設整備に対する補助** (1/3負担)
【社交金:市民緑地等整備事業の拡充】

制度のフロー



出典:「都市緑地法改正のポイント」国土交通省

5 市民緑地認定制度について

(1) 市民緑地認定制度の概要

- 市民緑地認定制度は、緑地やオープンスペースが不足している地域において、企業が所有する土地、個人所有地、空き地等民有地を有効活用し、民間の力により地域住民の活動の場となる公的な機能を有する緑地空間（オープンスペース）を創出する制度である。
- 民間主体が作成した設置管理計画を市町村が認定することで、企業や地域コミュニティ等の力を活用して良好な緑地空間を創出する取組を促進する。

(2) 市民緑地認定制度の意義

大都市及びその近郊においては、依然として都市公園の整備は十分とは言えず、また、地方公共団体の財政制約は深刻化している。民間主体による空き地や企業所有地等を有効活用し、地域住民の利用に供する緑地又は緑化施設として提供する取組を促進することにより、緑地やオープンスペースが不足している地域における地方公共団体の財政支出を伴わない緑の創出と保全を推進する。

(3) 市民緑地認定制度の活用イメージ

市民緑地認定制度は、民間の力により地域住民の活動の場となる公的な機能を有する緑地空間（オープンスペース）を創出するものであり、地域で活動する団体が様々な地域の活動の場として緑地を整備するケースや、民間企業の取組として、自社が整備した良好な緑地を市民に親しまれる緑地空間として公開・PRするケースなどが想定される。

対象となる土地のイメージとしては、地域団体のケースでは住宅地に存在する空き地や既存の緑地空間などが、民間企業のケースでは、都心部の開発により生まれた空間や企業の事業所等の一部緑地を市民に提供するなど想定される。

いずれも、従来あまり利用されていない土地を質の高い管理により緑地として公開し、市民の利用に供するものである。

<活用のイメージ>



- ① 郊外部における空き地を活用し緑地を創出、地域住民のイベントの場として活用する
 (例) 空き地の活用や住宅街の使われていない土地について、自治会等が芝生や植栽を整備し、路地裏マルシェなど地域住民の活動の場として活用



事例写真) 路地裏マルシェ
 (千葉県柏市)



かしわ路地裏市民緑地
 (千葉県柏市)



ふうせん広場
 (千葉県柏市)

- ② 既存の緑化空間の植栽を充実し、憩いの場として公開する
 (例) まちなかの貴重な既存緑地について、地域住民が利用しやすいように施設整備や植栽の充実等の管理を行い、地域の憩いの場として開放。



事例写真) 紫陽花オープンガーデン
 (千葉県柏市)



成城三丁目こもれびの庭市民緑地
 (東京都世田谷区)



安行オープンガーデン
 (埼玉県川口市)

- ③ 都心部における再開発事業等に伴い広場を創出、緑に親しむ空間を提供する
 (例) 駅前に位置する商業施設の敷地の一部について、緑地空間を整備し、商業施設を訪れる市民に親しまれる緑地として提供。



事例写真) コクーンシティ
 (埼玉県さいたま市)



さいたま新都心けやきひろば
 (埼玉県さいたま市)



一号館広場
 (東京都千代田区)

- ④ 事務所等の敷地を緑地空間として整備公開し、地域社会へ貢献する
 (例) 都心部の緑の少ない地区で企業敷地の一部を、貴重な緑地空間として自ら管理し、広く市民に開放。



事例写真) ノリタケの森
 (愛知県名古屋市)



ノリタケの森
 (愛知県名古屋市)



大手町の森
 (東京都千代田区)

出典：市民緑地認定制度活用の手引き（令和2年6月）国土交通省